

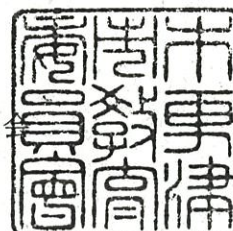
木更津市学校給食費検討委員会 様

小中学校における学校給食費の在り方について（諮問）

このことについて、木更津市学校給食費検討委員会条例第2条の規定により諮問します。

令和5年1月10日

木更津市教育委員会



記

1 諮問事項

小中学校における、学校給食費の在り方について、貴検討委員会の意見を求めます。

2 諮問の趣旨

学校給食費については、平成29年度の改定以降、消費税率が令和元年10月1日から10%となったものの、軽減税率の導入により食料品は消費税率8%のため学校給食費の改定は据え置きとしています。

しかしながら、昨今の新型コロナウイルス感染症及び社会情勢に影響を受けた急激な物価高騰に伴い、多子世帯への経済的負担軽減を図るため、第3子以降の学校給食費の無償化を千葉県補助金等を活用して、令和5年1月分の給食費から実施することとしたところです。

このことから、次年度以降も継続した第3子以降の無償化を実施することで、多子世帯の経済的負担軽減を図るため、今後の学校給食費の在り方について意見を聴くものです。